

老人等バス無料優待制度の 利用について



小松島市協定路線（旧市営バス路線）に加え、徳島バスが運行している路線についても老人等バス無料優待制度の利用が可能です。

制度を利用できる路線およびその区間

	路線名	利用できる区間
小松島市協定路線 (旧市営バス路線)	和田島線（津田経由・イオンモール徳島経由）	和田島－徳島駅前
	目佐和田島線	和田島－ミリカホール
	立江線	萱原－徳島駅前
	小松島立江線	萱原－小松島市役所前
	田浦線	井口－小松島市役所前
徳島バス路線	橘線・丹生谷線	羽ノ浦北－徳島駅前
	勝浦線	井口－徳島駅前
	小松島線（R55バイパス経由）	あいさい広場－徳島駅前
	小松島線（津田経由）※新設路線	南小松島駅前－徳島駅前

※目佐和田島線のルート変更に伴い、徳島バス路線の橘線・丹生谷線についての利用範囲が4月1日からこれまでの「大林南」から「羽ノ浦北」に拡大されました。

※4月1日より小松島市協定路線および徳島バス路線の一部ルート・ダイヤが変更になっております。徳島バス路線の勝浦線については2系統【横瀬西⇄日赤病院⇄徳島駅前】【黄檗上⇄日赤病院⇄中田八幡社前】に変更されておりますのでご注意ください。

路線バスをご利用の際は時刻などを再度確認してください。

【制度を利用できる方】 小松島市に住所を定める方で次のいずれかに該当される方

- ◎70歳以上の方
- ◎身体障害者手帳（4級まで）をお持ちの方
- ◎知的障がい者（児）で療育手帳をお持ちの方
- ◎精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【制度を利用するには①優待証と②利用券が必要です。】

①優待証は市役所1階市民生活課で交付しています。交付を希望される方は、1年以内に撮影した写真（大きさ縦3cm×横2.5cm程度 脱帽したもので、写真用紙に印刷したものに限り）と身分証明書（マイナンバーカードや健康保険証など）を持参してください。

②利用券は次の場所で配布しています。（利用券交付の申請時には優待証をお持ちください）

- ◎市役所1階市民生活課
- ◎徳島バス徳島駅前案内所
- ◎徳島バス小松島チケットセンター（小松島ルピア内）

【使い方】

乗車時に整理券を取っていただき、降車時に乗務員に優待証を提示した上で、利用券と整理券を料金箱に入れてください。

※①優待証の提示がない場合または、②利用券を持っていない場合は通常料金となります。

【お問い合わせ先】

市民生活課（市役所1階②番窓口） ☎32・2132 / FAX33・2234

Mail:shiminseikatsu@city.komatsushima.i-tokushima.jp

バスの運行に関しては、徳島バス株式会社 ☎088・622・1811まで。